

第156回千葉県大規模小売店舗立地審議会

書面審議

1 書面審議の開催について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、審議会長が判断し、千葉県大規模小売店舗立地審議会運営規程第5条に基づき、書面による審議とすることにしたものである。

2 意見を聴取した日

令和4年2月21日（月）から令和4年3月17日（木）にかけて各委員から意見を聴取した。

3 意見を聴取した委員

<千葉県大規模小売店舗立地審議会委員>

懸田委員、河井委員、今関委員、土屋委員、
小早川委員、山崎委員、朝倉委員

<事務局>

商工労働部経営支援課

4 意見を聴取した審議案件

(1) (仮称) 流山おおたかの森B35街区プロジェクト (流山市)

法第5条第1項 (新設) 届出日 令和3年8月31日

県意見期限 令和4年4月28日

(2) (仮称) クリエイトS・D八千代台南店 (八千代市)

法第5条第1項 (新設) 届出日 令和3年9月13日

県意見期限 令和4年5月13日

(3) (仮称) 千葉ニュータウン駅前複合施設 (印西市)

法第5条第1項 (新設) 届出日 令和3年9月15日

県意見期限 令和4年5月13日

○ 聴取した意見の内容は次のとおりであった。

(1) (仮称) 流山おおたかの森B35街区プロジェクト (流山市)

<今関委員> 意見なし

<懸田委員> 意見なし

<土屋委員> 意見なし

<朝倉委員> 意見なし

すべての騒音評価点において、昼間の等価騒音レベルおよび夜間最大値（定常騒音）予測値は基準値を下回っており問題ない。一方、来客車両走行音に関する夜間最大値の予測値については、隣地境界で基準値超過となっている点もみられるが、住居側の評価点では基準値内に収まっているため、概して騒音影響は軽微と考える。顕著かつ恒常的な問題は生じづらいと推測されるが、予測された騒音レベルは、あくまで変動する騒音を平均化した場合の数値であり、夜間の突発的な来客車両走行音等については、住民等に聞き取れてしまう恐れがある。来客車両走行音等による住民の睡眠影響等の問題が発生しないよう、引き続き留意して頂くよう意見する。

<小早川委員> 意見なし

<河井委員> 意見なし

<山崎委員> 意見なし

シンボルツリーのように植栽されているモミノキは *Abies firma* ですか。植える場所が狭すぎる感じがしますが、どうでしょうか。

以上のことから、当該届出について、県が「意見なし」とすることは、妥当であると認められた。

(2) (仮称) クリエイト S・D 八千代台南店 (八千代市)

<今関委員> 意見なし

<懸田委員> 意見なし

<土屋委員> 意見なし

<朝倉委員> 意見なし

<小早川委員> 意見なし

<河井委員> 意見なし

<山崎委員> 意見なし

カクレミノの列植はどんな雰囲気をつくりたくていれているのでしょうか。かなり不思議な景観です。お客さまの目の付きやすいところなので工夫がほしいです。

以上のことから、当該届出について、県が「意見なし」とすることは、妥当であると認められた。

(3) (仮称) 千葉ニュータウン駅前複合施設 (印西市)

<今関委員> 意見なし

<懸田委員> 意見なし

<土屋委員> 意見なし

<朝倉委員> 意見なし

<小早川委員> 意見なし

<河井委員> 意見なし

<山崎委員> 意見なし

以上のことから、当該届出について、県が「意見なし」とすることは、妥当であると認められた。

○ 報告案件一覧表等により、審議案件以外の届出に対する県意見の報告等を行った。